令和3年10月臨時会

# 議案審查特別委員会資料

## 1. 本件類似例の、他都市の損害賠償金の回収状況

市民部 斎苑管理課

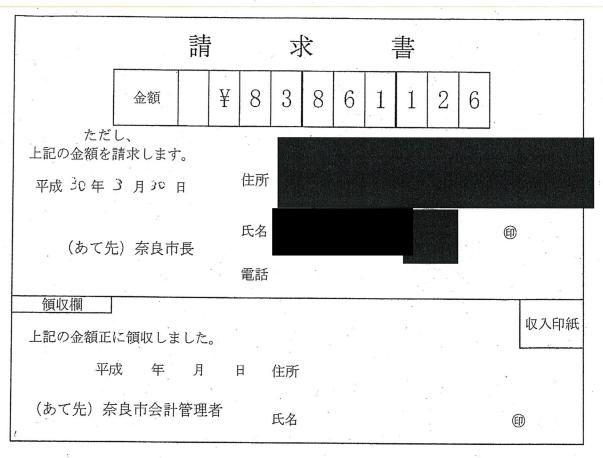
自治体名	事案	判決日	損害賠償額並びに回収状況
名張市	市が斎場建設のために土地所有者との間で売買契約を締結し、売買代金と建物移転補償費を支払った場合において、その金額が不当に高額であるとして市が当時の市長個人に適正な価格との差額相当分の損害賠償を請求した訴えにつき、売買代金と建物移転補償費の金額は不当に過大であって市長には裁量権の逸脱・濫用があり、本件契約を締結したことにつき故意又は重大な過失があるとして、市が売買契約を締結した当時の市長に対して損害賠償請求が認められた事例。	名古屋高裁 平成 26 年 6 月 6 日	1 損害賠償請求が認められた金額 売買代金と建物移転補償費のうち、適正価格を 超える部分 2 億 4941 万 4130 円及びこれに対 する平成 23 年 4 月 29 日から支払済みまでの年 5%の遅延損害金。 2 回収状況 判決確定後に前市長が死去し、法定相続人全員 が相続を放棄。前市長名義の土地(共有)・建物 を親族が買い取り、その売買代金が市に支払わ れる等により債権回収にあてた(約 500 万円)。

# 2. 本件に類似した、地方自治体首長への求償権放棄の事例

自治体	事案	賠償義務者	賠償額	権利放棄の方法	放棄時期
大阪府大東市	非常勤職員に対する、法令・条例の根拠を欠く違法な退職慰労金 支出を行ったことについての損害賠償請求	市長、職員	238万円	権利放棄議決	平成20年12月
神戸市	外郭団体に対して派遣した市職員の給与を、地方公務員派遣法の 要件を満たすことなく違法に支出したことについての損害賠償請 求	市長	45億5277万円	放棄する旨の 条例制定	平成21年2月
栃木県さくら市 (旧氏家町)	浄水場建設予定地を適正価格よりも高額で取得したことに基づく 損害賠償請求	町長	1億2192万円	権利放棄議決	平成21年9月
東京都檜原村	非常勤職員に対する、法令・条例に定めのない、報酬及び費用弁 償に該当しない違法な賃金支出を行ったことについての損害賠償 請求	村長	756万円	権利放棄議決	平成21年3月
徳島県鳴門市	市が経営する競艇事業に関し競艇場に近接する漁協に対して 協力費を支出したことについての損害賠償請求等	公営企業管理者他	2760万円	権利放棄議決	平成28年4月

3. 地権者が発行した土地取得価格1億6,772万2,252円の領収証 またはそれに準ずるもの 市民部 斎苑管理課 (一般) 0157849 - 001 通常 29 01 年度 会計 一般会計 所属 100401903000000 新斎苑建設推進課 副市長 課長 部長 \* \* \* 会計管理省 会計課長 和佐 係長 予算区分 現年度予算 30 年 4 月 25 衛生費 票 日 2 日 保健衛生費 項 10 55 保健衛生施設整備事業費 課長 裁区 方. 随契2 大 事 010 保健衛生施設整備事業 中事 業 020 新斎苑整備事業 167,723,000 円 現 小事 001 新斎苑整備事業 167,722,252 円 負担行為額 748 円 167,722,252 円 額 公有財産購入費 17 0円 額 担 細 節 公有財産購入費 支 出済 額 0円 001 土地購入費 払 回 数 0回 金額 1 6 7 2 2 2 5 2 円 差引支給額 167,722,252 円 名 新斎苑等整備事業用地取得 (奈良市横井町地内) 履行場所 奈良市横井町地内 等 備 考 30年 3月30日 支払希望日 30年 4月10日 支払方法 口座払 僨 権 (債権者は別紙を参照) 者 項目・品名 迎番 品名コード 履行場所 数量 単価/金額

(責)	唐	<b>海山</b>		伝 票 番 号	0157849 - 001
度審 氏 名	[只/	在 / J 可 / 百			
(602 本人私	連 番		控 除 科 目 控	除額	備 考 欄
本人払 新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)  83,861,126  本人払 新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)  83,861,126	ec se			83,861,126	
新游苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)  83,861,126  本人払  新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)	001				
新游苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)  83,861,126  本人払  新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)					
83,861,126 本人払 新斎苑等整備事業用地取得(奈良市模井町地内)				83, 861, 126	
新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)	002			83, 861, 126	
				83, 861, 126	
		新斎苑等整備事業用地取得(奈良市横井町地内)			r
	2				
	. 18				
					<u> </u>
	*				
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		



	請		求	明			j	細							
明	細	数量	単価		3	金			額				備	考	
新斎苑整備事業に伴	う土地代金			¥	. 8	百 3	8	6	千1	1	2	円 6	*1		
			,				,				,				
						N									
				1 -											
					2										
	*	,				,								5	
							-				***************************************				
· 計				¥	8	3	8	6	1	1	2	6			

		請	TO THE DAY OF THE STANK	기	Ż			Ë				
	金額	¥	8	3	8	6	1	1	2	6	*** *** ***	
ただ 上記の金額を									***EMPLE		•	
平成 30 年:	3 月30 日		住所						,			
(あて先	E)奈良市!	Ž.	氏名		-						1	
Arrive ISB	and the second s	and the second second	電話					-	***************************************		s Baile,	
価収欄 上記の金額正	に領収しまり	ンた。							4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		収入印紙
攻	戏 年	月	∃	住所	•.				•			
(あて先)奈	良市会計管	产理者		氏名	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•					(P)	

	請		求	明	細		
明	2 和 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	数量	単価	金	額		備考
新斎苑整備事業に	伴う土地代金			百 ¥ 8 3		円 1 2 6	**
				L			
					The second se		
					**************************************		
							6 a b d a si su ma a sa ma a munumum a a a a a a a a a a a a a a a a a a
			- 18 mars - 18 mb (18 mb 18 mb 1			1	
卡				¥ 8 3	8 6 1	1 2 6	

# 4 奈良地裁及び大阪高裁において争われた争点とその結果を整理した一覧表

一審での原告の請求の趣旨	判決主文	控訴審での一審原告の控訴の趣旨	判決主文
1 用地取得費用について		1 用地取得費用について	
奈良市は、仲川元庸及び元地権者 2 名に対し、連帯し	奈良市は、仲川元庸に対し、1 億 6772 万 2252 円及び	奈良市は、仲川元庸及び元地権者2名に対し、連帯し	奈良市は、仲川元庸及び元地権者 2 名に対し、連帯し
て 1 億 6772 万 2252 円及びこれに対する平成 30 年 4	これに対する平成 30 年 4 月 10 日から支払済みまでの	て 1 億 6772 万 2252 円及びこれに対する平成 30 年 4	て 1 億 1643 万 0705 円及びこれに対する平成 30 年 4
月 10 日から支払済みまで年5分の割合による金員を	年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。	月 10 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を	月 10 日から支払済みまで年5分の割合による金員を
支払うよう請求せよ。		支払うよう請求せよ。	支払うよう請求せよ。
1 の予備的請求		1の予備的請求	
奈良市は、元地権者 2 名に対し、それぞれ 8386 万 1126	予備的請求は棄却	奈良市は、元地権者2名に対し、それぞれ8386万	予備的請求は棄却
円及びこれに対する平成 30 年 4 月 10 日から支払済み		1126 円及びこれに対する平成 30 年 4 月 10 日から支	
まで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。		払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求	
		せよ。	
2 投棄物処理費用について		2 投棄物処理費用について	
奈良市は、事業者に対し、投棄物処理費用相当額1億	棄却	奈良市は、仲川元庸、元地権者2名に対し、連帯して2	棄却
4265万 5543 円を支出してはならない。		億 9680 万 2596 円(投棄物処理費用相当額)及びこれ	
		に対する令和 2 年 4 月 15 日から支払済みまでの年 3	
		分の割合による金員を支払うよう請求せよ。	
		2の予備的請求	
		この 7 mm 7	森却
		物処理費用相当額) 及びこれに対する令和 2 年 4 月 15	米型
		日から支払済みまでの年3分の割合による金員を支払	
		うよう請求せよ。	
		2 0 2 maray = 000	
3 訴訟費用等について		3 訴訟費用等について	
訴訟費用及び参加費用は奈良市の負担とする。	2/3原告負担、1/3市負担とする。	訴訟費用及び参加費用は第1審、第2審とも、奈良市	第1審、第2審とも、各自の負担とする。
		の負担とする。	

一審での原告の主張	奈良市の主張	裁判所の判断	控訴審での一審原告の主張	奈良市の主張	裁判所の判断
【争点 1】 相手方仲川による本件売買契約の締 結行為が市長の裁量権の逸脱、濫用 に当たり違法か			【争点 1】 相手方仲川による本件売買契約の締 結行為が市長の裁量権の逸脱、濫用 に当たり違法か		
新斎苑建設用地の売買契約(本件売 買契約)の締結は、地方自治法2条 14 項及び138条の2並びに地方財 政法4条1項に違反し、市長に与え られた裁量権の範囲を逸脱し又は 濫用する違法なものである。		本件売買契約の締結の必要性及び 緊急性、交渉の経緯、財源の確保の 必要性等を考慮しても、本件売買契 約の締結行為は、市長としての裁量 権の範囲逸脱したものであり、違法 である。		繰り返し修繕を行っているが、財政 面で大きな負担となっていた。将来 的な試算に基づく将来の死者数の	本件買収地取得の必要性や合併特例債の起債期限を考慮しても、合理性を有しない価格で、本件売買契約を締結したことは、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨に照らし、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるといわざるをえない。
買収単価の不当性 p9(2)ア(ア) 本件買収地の買収単価 1514 円/㎡ は鑑定評価額の3倍以上であり、事 務取扱要領に違反するものである。 岩井川ダム事例を本件買収地の価 格決定の根拠ないし参考にすることは不合理である。 実質的には適正価格の約 13 倍以上 もの価格によって本件買収地を買収 p11(エ)	本件買収地については、近傍地について市場での民間取引事例が把握できず、合理的な市場価格の算定が困難であり、一方で近傍地にて公共事業用地の買収事例は複数認められたため、正常価格の算定に、これらを評価の基礎に含めることが必要と考えられた。なお、奈良市用地取得事務取扱要領は、事務処理における指針、基準を定める内部規律で	画が頓挫してきた経緯があること、 合併特例債の発行期限が迫ってい たとの事情があったことは認めら れる。一方で、市は当初用地買収費 用として3億円を予定していたが、 鑑定の評価額が想定外に安価であ ったため、本件鑑定では考慮するこ とを拒否された岩井川ダム事例を	(一審と同じ)	買収価格は相当 (一審の内容に加え、) p10(4)(5) 本件鑑定が用いた取引事例は、いずれも同一需給圏の事例とはいい難く、それらを用いた評価額は「正常な取引価格」ではない。正常な価格の算定については、公共事業のための用地買収事例を評価の基礎に含めることが必要と考えられたため、近傍類地の公共用地取得事例のうち、立地条件その他の土地の形状において本件買収地と共通性が高く、かつ比較的低額での買収がなされた岩井川ダム左岸の買収事例を考としたものである。	本件買収地は、利用用途及び需要者が限定されるなどの減価要因が存在する市場性の高くない土地である。本件買収地は、2社の鑑定評価額に其づき質定した価格である

算するとおよそ3億円(3億1037 について、岩井川ダム事例を考慮す 万 7795 円) となることが認められ る等して後から説明を付けた数字 る。市は、火葬場の建設を合併特例 にすぎないため、建設用地取得の必 債の発行期限内に実現すべく、地権 要性を踏まえても買収価格は正当 者の要望する3億円に近づけるた 化できない。 め、岩井川ダム事例を考慮し、追加 産業廃棄物については、土地収用法 買収地を購入し、廃棄物処理費用を 77条における移転補償の対象と 負担することとしたものと認めら ならないため、土地の更地評価額に れる。 加えて、産業廃棄物の移転料を補償 本件鑑定のうち高額な評価額(4 しなければならないという市の主 82円/m²) を単価として、追加買 張は採用できない。 収地を含めて計算しても 5339 万 6000円にしかならないが、これに産 業廃棄物の処理費用(1億4265万 5543円)を考慮すると、本件買収地 は実質無価値である。そうすると、 本件売買契約を締結する必要性や 交渉の経緯を踏まえても、産業廃棄 物の存在を価格形成要因から除外 した鑑定額の3倍以上である本件 売買契約の代金額はあまりに高額 である。 更に、本事業は土地収用法3条25号 の適用事業に当たるにもかかわら ず、市は、土地収用まで見越した用 地取得計画を検討した形跡が窺わ れない。 追加買収地の必要性は不明確 p23 ウ 本件売買契約締結時点において、具 追加買収地の買収が不必要であるこ ┃追加買収地の買収が相当であること ┃追加買収地の買収について p 24~ p ┃追加買収地の買収は不必要 追加買収地の買収が必要 体的な活用方針が決定していたと と p10 (イ) (一審の内容に加え、) p10(6)(7) p12(イ) 25(2)ア (一審と同じ) いえず、同時点での追加買収地の購 追加買収地は、現在において利用目 │ 追加買収地は、新斎苑建設工事に伴 本件売買契約締結に必要な予算の 平成28年1月以降、周辺住民との 入必要性については、必要性が明確 的がなく、現状に変更を加えること | う周辺地域への地下水の影響を調 議決を得る段階に至っても、追加買 間で、協議や説明会が重ねられてき でない中、地権者らの意向を踏ま が困難であることから、将来的な利 ┃ 査するための観測井の設置やその 収地の具体的な活用計画や財源に た経緯がある。追加買収地取得当 え、追加買収地を本件買収地に含め 時、具体的な建物の施工計画が決ま 用の見通しも立たないのであって、 | 進入路、新斎苑施設への上水道の整 | ついて定まっていなかった。 ることにしたことが推認できる。 新斎苑整備事業のために買収する┃備や配管の敷設等に必要である。ま っていたわけではないものの、観測 必要性は全く見当たらず、不必要な た、過去に周辺地域から自然災害へ 井の設置、水道設備の設置、新斎苑 用地買収である。 の不安や懸念が数多く寄せられた と周辺住民の憩いの場となる施設

	経緯があり、鹿野園町自治会等から			が建設されること自体は決まって	
	は防災対策等として整備、活用する			いたのであり、その具体的活用方法	
	よう要望書が提出されていた。さら			について検討、準備が進んでいた。	
	に施設建設予定地と鹿野園町集落				
	とのバッファゾーンとして市が責				
	任をもって管理活用していくこと				
	で、建設反対住民の理解を進めるこ				
	とになると判断した。				施設建設予定地の面積が過大
					(一審と同じ)
施設建設予定地の面積が過大である	施設建設予定地の面積が相当である	施設建設予定地の面積は適正 p 27	施設建設予定地の面積が過大	施設建設予定地の面積が過大	
こと p10 (イ)	こと p 14(オ)	(4) 1	(一審と同じ)	(一審と同じ)	
施設建設のためには、2万 1462 ㎡	都市計画決定時の面積は想定面積	原告らが主張の根拠とする資料は			
で十分である	であって、最終的に決定した建設計	計画段階のものであり確定したも			
	画においては2万1331㎡となった。	のではない。本件買収地の法規制の			
	施設建設予定地は第二種風致地区	状況及び損失補償基準における残			
	に指定されており、50%以上の緑地	地収用に係る規定の趣旨も踏まえ			
	率を確保する必要があったところ、	て、本件買収地における計画段階か			
	施設維持のため防災上の措置が必	ら余裕をもって都市計画決定にお			
	要であるものの残地が私人の所有	いて施設建設予定地を定めたこと			
	地のままであれば必ずしもそれが	が不合理とまではいえない。			
	確保できるとはいえなかったこと				
	から、施設建設予定地を残地を含め				
	た約 4.9ha と決定した。				産業廃棄物処理費用の負担は相当で
					ある。
市が産業廃棄物処理費用を負担する	産業廃棄物処理費用の負担について	相手方仲川による本件請負契約に基	市が産業廃棄物処理費用を負担する	産業廃棄物処理費用の負担は相当で	(一審と同じ)
ことが不当であること p10(ウ)	p13(ウ)	づく産業廃棄物処理費用部分の債務	ことが不当	ある	
市の調査により施設建設予定地に	産業廃棄物が埋設された土地の売	負担行為は違法無効か p 30 7 (1)	(一審と同じ)	(一審の内容に加え、) <b>p10(8)</b>	
産業廃棄物が投棄又は埋設されて	買において、売主と買主のいずれが	~ (3)		産業廃棄物の残置は土地の減価理	
いることが明らかになっており、当	処理費用を負担するかについて、法	契約に基づく債務の履行として行		由とならない。新斎苑建設のため産	
該廃棄物の処理費用は売主である	令上の定めはない。本件では、市が	われる公金の支出について地方自		業廃棄物処理が必要になったこと	
地権者らにおいて負担すべきであ	本件買収地を取得する必要性が極	治法242条の2第1項1号に基づく		から市が負担することを前提とし	
るにもかかわらず、奈良市が負担す	めて高いこと、廃棄物投棄や埋設時	差止めを請求することができるの		て売買代金額を算定すべきである	
ることとなっており、不当である。	期が、地権者の父親による本件買収	は、当該契約が私法上無効である場			
	地の取得時期(昭和61年8月22日)	合に限られる。本件売買契約と本件			
	より前と推定されること、所有期間	請負契約は契約主体を異にしてお			
	中地権者が投棄防止対策を講じて	り、本件売買契約の違法によって直			
	きたこと等を考慮して、市が負担す	ちに本件請負契約の本件撤去部分			

1	T	T	II	T	
		が、市長の裁量権の逸脱、濫用によ			
	当な点はない。	り違法無効になるものとはいえな			
		\(\gamma^\circ\)			施設建設予定地の選定は不相当では   , .
					ない   (一審と同じ)
	施設建設予定地の選定が相当である			施設建設予定地の選定は相当	
p11(才)	こと p14(エ)	ないp27 (4) ア	(一審と同じ)	(一審と同じ)	
	他の候補地は、市墓地等の経営の許				
	可等に関する条例8条1項の定める				
	要件に適合しないこと、地元住民の	面積、整地費用等各土地を火葬場と			
建設予定地より優位であるにもか		して利用するために要するコスト			
	土地面積が不足していること等の				
選定されている。		買収地よりも優位であるともいえ			
		ず、本件買収地を選定したことが不			   
	は相当である。	相当ということができない。			合併特例債の期限が迫っていたこと は日地取得をエッルしない。224、225
					│ は用地取得を正当化しない p24~p25 │
合併特例債について(奈良市の主張		合併特例債について p25(2) エ	合併特例債について(奈良市の主張		オ 
に対する反論)p11(カ)	市の財政負担を軽減するため、合併	合併特例債の発行期限が迫ってい		(一審の内容に加え、) p11(9)(10)	合併特例債を活用することができ
	特例債を活用する必要があったと	たことは、土地収用の方法を選択肢	_	市は遅くとも、平成 29 年 10 月頃に	れば、対象事業費の大部分が地方交
ある事情として、合併特例債の発行		から除くことを首肯するに足りる			付税交付金として国から交付され、
期限が迫っていたことを主張する	合わせるため、一定程度地権者に有	理由となるものではない。	件売買契約に当然に必要な手続き		市の財政からの負担を補填できる
	利な買収価格を提示せざるを得な			億 6000 万円分の起債ができず、地	からといって本件買収地を取得し
特例債の発行期限の延長は事実上	かった。		内であることを補強する事情とは		地権者らに不相当な利益を得させ   る結果が正当化されるものではな
決定しており、相手方仲川はこれを			なりえない。	交付が受けられなくなることが見	
認識していた。				込まれ、財政上多大な損失が予想さ	<sup>い</sup> 。   相手方仲川は平成 29 年 8 月に合併
				れた。	特例債の再延長を求める市長会に
					特別債の特定及を求める市長芸に   参加し、合併特例債の発行期限が延
					多加し、日所特別頃の光行期限が延   長される可能性があることを認識
					していたが、何の留保もなく地権者
					していたが、同の国体もなく地位自
					りこ日思し、天杓を桐柏、中戚云の   同意の議決を得たのであるから、相
					手方仲川は合併特例債の起債期限
					子刀下川は日川行内頂の起頂朔阪   が延長されることを認識してなお、
					本件売買契約の締結に踏み切った
					本件元頁美粉の柿柏に頃み切りた    といわざるを得ず、合併特例債の期
					といわさるを持す、日所特別頃の期   限が迫っていたことは、相手方仲川
					が本件取得地を上記のような価格
					が本件取得地を工能のような画俗   で取得したことを正当化する事情
					- 人材付したことで止当化りる事用

					とはならない。 議論を尽くしたうえで、市議会の議
【争点 2】相手方仲川の故意又は過失の有無について p15(3)ア相手方仲川自ら地権者との価格交渉を行い、買収価格を最終判断していたことからすれば、本件売買契約の違法性について故意又は少なくとも過失があった。	ついて p15(3)イ本件売買契約締結において、故意又は過失があったということはでき	ついて p 28 3 本件買収地の代金額の決定に至る	相手方仲川は、本件買収地の代金に ついて、鑑定の値段を超える金額は	(一審の内容に追加) p11(10) 議論を尽くしたうえで、市議会の議 決を得たこと 本件買収地につき、鑑定評価額を上 回る金額で購入すること等につき、 議会での十分な議論を経た上で、賛 成多数で決定したので、これは奈良 市民の民意である。 相手方仲川の故意又は過失の有無に ついて (一審と同じ)	決を得たこと p27 オ 議会の議決を経たことにより、市長 の行為の違法性が治癒し又は阻却 されるとは解されない。 相手方仲川の故意又は過失の有無に ついて p27 3 相手方仲川は、本件買収地の代上で見いた上で見いたとく売買ととりにでする経緯を認識した上代買ととの を紹子した。この代金額のことの代金を目にあることの ができるかられるが、という考えのの下、本件の という考えの下、本件の という考えの下、本件の という考えの下、本件の という考えの下、本件の という考えのできるかられるが、 生じ統結したと認められるが、 生じ統結したと認められるが、 というな方法で地権者のの ような方法で地権者の ることは許されず、相手方仲川に又は 少なくとも過失があった。
p16(4)ア	地権者の不法行為の成否について p16(4)イ 争う。地権者らに不法行為は成立し ない。	p28~p29 4(1)~(2)	(一審の内容に加え、) p12(12) 地権者は、覚書により「鑑定評価額	く適切な価格」とは、鑑定評価額を 唯一の価格とする趣旨ではなく、 「適正な価格」の算定に当たって考	地権者の不法行為の成否ついて p27~p29 4 地権者らの契約締結行為は、契約当 事者の行動として社会通念上許さ れる範囲を逸脱するもので、不法行 為法上違法となる。また、その代金 額が奈良市の損失において地権者 の利益を図るもので、市長の裁量権 の範囲を逸脱し又は濫用するもの であることを少なくとも認識し得

	<u> </u>		NEW CONTRACTOR OF THE PROPERTY	and there are an all and a second are	I
			通常の交渉における売主の態度の	評価額が挙げられたにすぎない。地	
			範疇を超えており、同人には不法行		ことができ、不法行為が成立する。
			為が成立する。	る協議は、あるべき取得価格での合	
				意を成立させるための通常の経過	
				であり、地権者らが鑑定評価額より	
				も高額での土地の買取りを求めた	
				ことは違法であるとはいえない。	
					奈良市に生じた損害について
【争点 4】			【争点 4】		p29~p30 5
奈良市に生じた損害について p16(5)	奈良市に生じた損害について p16(5)	奈良市に生じた損害について p 29	奈良市に生じた損害について	奈良市に生じた損害について	本件売買契約は私法上無効ではな
ア	1	5	(一審と同じ)	(一審と同じ)	いから、市は本件買収地の価値相当
本件買収地は実質的に無価値であ	争う。損害は発生していない。	本件買収地は実質的に無価値であ			額の利益を得た。そのため、相手方 仲川及び地権者2名は、本件鑑定評
るから、本件買収地の代金相当額で		るから、本件売買契約における代金			価額 5129 万 1547 円を控除した 1
ある 1 億 6772 万 2252 円全額が、市		相当額である 1 億 6772 万 2252 円			億 1643 万 0705 円につき、少なくと
の損害であるというべきである。		と同額の損害が市に生じたものと			も賠償する義務を負う。
		認められる。			
					本件売買契約は無効といえるか
【争点 5】			【争点 5】		p30~p31 6
本件売買契約は無効といえるか	本件売買契約は無効といえるか	本契約は有効である p29~p30 6	本件売買契約は無効といえるか	本件売買契約は無効といえるか	本契約は有効である。
p16(6)ア	p17(6)イ	(1)~(3)	(一審と同じ)	(一審と同じ)	本件売買契約の締結は市長の裁量
本件売買契約の締結行為は、市長の	争う。本件売買契約は有効である。	本件売買契約は市長としての裁量			権の範囲を著しく逸脱し又は濫用
裁量権の範囲を著しく逸脱してお		権を逸脱した違法なものである。し			したものであるが、締結した行為自
り暴利行為ともいうべきであるこ		かしながら本件売買契約の締結が			体を暴利行為と評価できないから
とから、本件売買契約は公序良俗に		違法であるからといって、直ちに本			私法上当然に無効となるとは解せ
反し無効である。		件売買契約が私法上無効となるも			ない。本件全証拠によっても、相手
		のではない。地権者において市長の			方仲川が、同人自身の利益を図る等
		裁量権の範囲を逸脱した違法なも			違法不当な目的のために本件売買
		のであることを認識し、又は認識す			契約を締結したことをうかがわせ
		ることができたとは認められない。			   る事情は認められない。また、代金
		そうすると、本件売買契約が私法上			   額は著しく不均衡な価格であるが、
		無効であると認めることはできな			そのような価格であることのみを
		γ <sub>2</sub> °			もって相手方仲川による本件売買
					契約の締結行為が暴利行為として
					公序良俗に反するとまで評価でき
					るものではない。
				l	l

【争点 6】					
地権者らの悪意の有無について p17	地権者の悪意の有無について p17				
(7) ア	(7) イ				
地権者は、本件買収地全体を市が鑑	争う。				
定価格をはるかに超える高額で購					
入することを認識していたと推定					
されること等からすると、代金の支					
払を受けたときから悪意の受益者					
であったといえる。					
【争点 7】					
相手方仲川による本件請負契約に基	相手方仲川による本件請負契約に基	相手方仲川による本件請負契約に基			
づく産業廃棄物処理費用部分の債務	づく産業廃棄物処理費用部分の債務	づく産業廃棄物処理費用部分の債務			
負担行為は違法無効か p17 (8) ア	負担行為は違法無効か p17(8)イ	負担行為は違法無効か p 30 7 (1)			
本件売買契約締結に当たり、産業廃	争う。	~ (3)			
棄物処理費用等を市が負担するこ		争点1に同じ			
ととしたのは、市長の裁量権の範囲					
を著しく逸脱し又はこれを濫用し					
たものであって違法かつ無効であ					
る。したがって、本件請負契約のう					
ち産業廃棄物処理費用相当額を支					
出する部分については市長の裁量					
権の範囲を著しく逸脱し、又は濫用					
するものである。					
			<b>.</b>		┃ 本件請負契約のうち産業廃棄物撤去┃
			【新たな争点 1】		部分の契約を締結したことにつき、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			本件請負契約のうち産業廃棄物撤去	本件請負契約のうち産業廃棄物撤去	相手方仲川と地権者に共同不法行為
			部分の契約を締結したことにつき、	部分の契約を締結したことにつき、	が成立するか p31~32 7
			相手方仲川と地権者に共同不法行為	相手方仲川と地権者に共同不法行為	市長が産業廃棄物撤去費用を市に
			が成立するか p13(2)ア (ア)	が成立するか p14 (2) ア (イ)	おいて負担することを約したこと
			本件売買契約の締結に当たり、本件		が直ちに裁量権の逸脱濫用とはな
			撤去費用を市が負担することとし	為は成立しない。	らない。また、本件請負契約のうち
			たのは、市長の裁量権を逸脱、濫用		本件撤去部分を締結したことにつ
			しており、違法であり、相手方仲川		いて地権者らに不法行為の成立を
			には故意又は過失が認められる。市		認めることはできない。よって、共
			が本件共同企業体に支払った本件		同不法行為は成立しない。
			撤去費用2億9680万2596		
	l				

T T	Γ	П			
			円が市の損害に当たる。地権者らは		
			市に対してこの費用を負担するよ		
			う強く求めており、共同不法行為者		
			として損害賠償責任を負う。		
			【新たな争点 2】		本件撤去費用の支払を受けたことに
			本件撤去費用の支払を受けたことに	本件撤去費用の支払を受けたことに	つき、本件共同企業体に不当利得が
			つき、本件共同企業体に不当利得が	つき、本件共同企業体に不当利得が	成立するか p32~p33 8
			成立するか p14 イ(ア)	成立するか p15 イ(イ)	撤去費用と対価的均衡を有する工
			本件請負契約のうち本件撤去部分	本件共同企業体に不当利得は成立	事のうち本件撤去部分の工事を完
			の契約締結は市長の裁量権の濫用	しない。	了しているため、本件共同企業体に
			であって無効であるにも関わらず、		利得はなく、不当利得は成立しな
			共同事業体に対し、本件請負契約に		٧٠°
			基づいて、本件撤去費用2億968		
			0万2596円を支払ったのであ		
			るから、市は同額の損失を被り、本		
			件共同企業体は同額の利得を得た。		
			本件共同事業体は、平成29年10		
			月に行われた新斎苑整備運営事業		
			の公募に応募していたところ、市議		
			会での議論を通じて、本件買収地の		
			鑑定価格や買収価格、本件撤去費		
			用、また監査請求がされたこと等を		
			認識していた。よって、本件売買契		
			約が奈良市長の裁量権の逸脱濫用		
			により無効となることを基礎づけ		
			る事実関係を知っていた又は容易		
			に知り得たというべきであるから		
			悪意の受益者である。		

(注)表中のページ番号・記号は、一審判決及び控訴審判決に示されているものです。

## 5. 新斎苑建設用地において当該土地を前地権者が取得した年月と金額がわかる資料

市民部 斎苑管理課

町	地番	八等而待 (m²)	出年(田)	価格(円)	原因年月日	取得年月日
т1	<b>地</b> 田	公簿面積(m²)	単価(円)	1四倍(口)	(競売)	(所有権登記)
横井町	924番6	79,947	1,950	155,897,000	昭和61年8月22日	昭和61年8月26日
	924番7	4,958	1,950	9,668,000	昭和61年9月22日	昭和61年9月24日
	925 番	737	1,950	1,437,000	昭和61年8月22日	昭和61年8月26日
	926 番	1,755	1,950	3,422,000	昭和61年8月22日	昭和61年8月26日
	927番	2,952	1,900	5,609,000	昭和 61 年 9 月 22 日	昭和61年9月24日
	928番1	4,535	1,900	8,617,000	昭和 61 年 9 月 22 日	昭和61年9月24日
	928番2	4,535	1,900	8,617,000	昭和61年9月22日	昭和61年9月24日
(合計)				193,267,000		

6. 市が参考とした奈良県の近傍類地の取得土地単価と総額、及び、近傍類地に市が過去に取得した施設用地の単価と総額

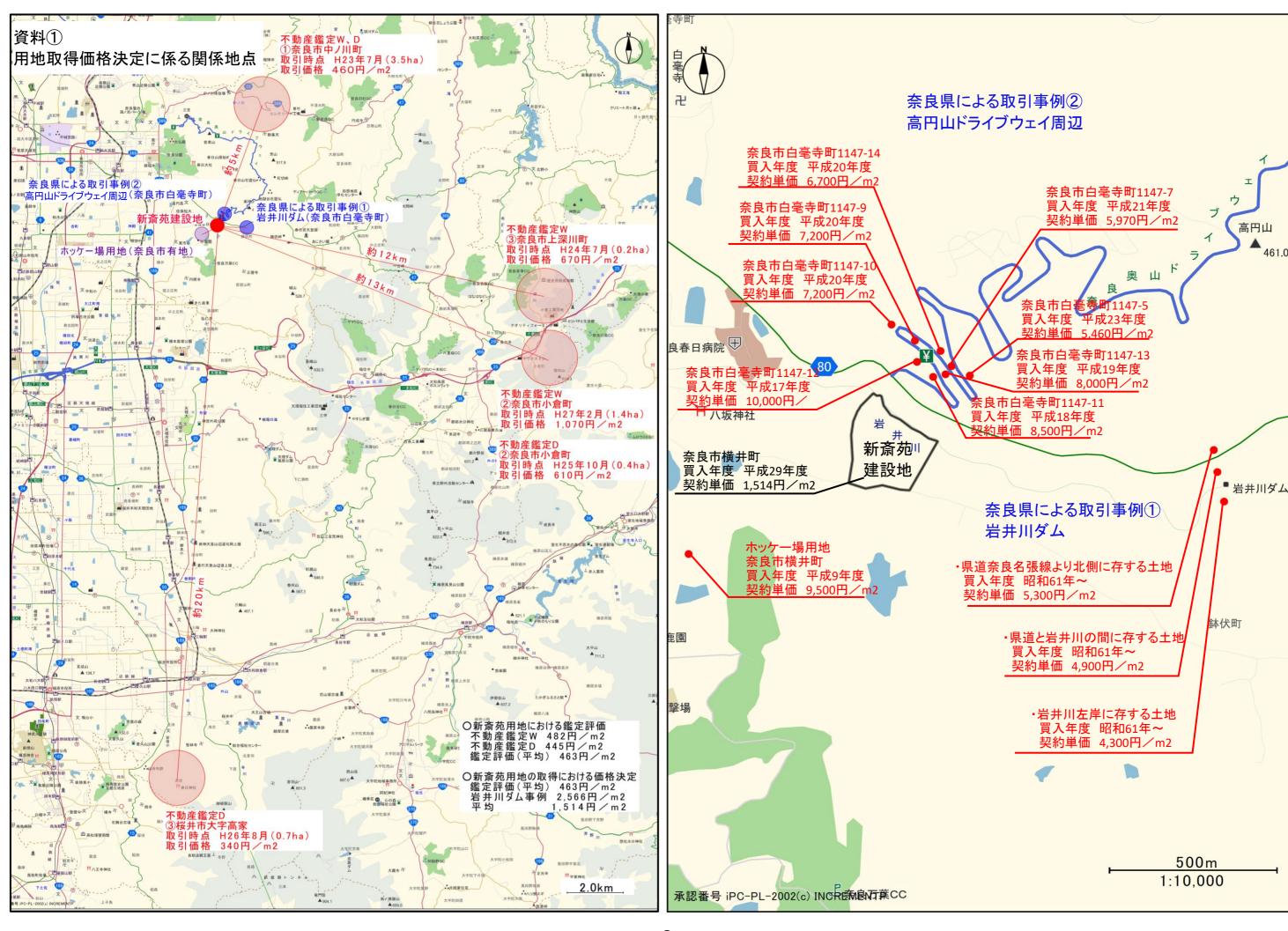
市民部 斎苑管理課

#### ①市が参考とした奈良県の近傍類地の取得土地単価と総額

事業名	取得箇所	取得土地単価	取得面積	総額	備考
岩井川ダム建設事業	奈良市肘塚町地内 他			目や条件による 対得面積、総額	取得時期である昭和61年 から平成29年時点の下落 率(40.31%)を補正し、 2,566円/m2を事例価格と した。
古都保存事業に基づく土地買入	奈良市白毫寺町地内	5,460円/m2	1, 075m2	5, 869, 500円	取得時期である平成23年 から平成29年時点の下落 率(13.06%)を補正し、 4,750円/m2を事例価格と した。

#### ②近傍類地に市が過去に取得した施設用地の単価と総額

事業名	取得箇所	取得土地単価	取得面積	総額	備考
体育施設整備事業	奈良市横井町 地内	9,500円/m2	38, 239m2	363, 270, 000円	



# 7. 新斎苑用地の購入について地権者との交渉内容の経過が分かるもの

面談日	主な内容
平成20年	新斎苑建設候補地とすることの同意を求める →地権者に了承を得る
(平成21年9月)	(市域全体からあらためて候補地を検討する方針を決定)
(平成24年3月)	(奈良ドリームランド跡地を有力な建設候補地として表明)
(平成25年1月)	(全ての自治連合会から、適切な候補地は見つからない旨の意思表示を受ける)
平成25年1月31日	あらためて横井町山林を候補地とすることへの同意を求める →地権者に了解を得る
平成26年5月1日	地形測量への協力依頼 →地権者に了解を得る
平成27年2月24日	土地調査への協力依頼 →地権者に了解を得る
平成27年5月26日	環境影響評価への協力依頼 →地権者に了解を得る
平成27年7月30日	「土地購入に関する覚書」締結(「鑑定評価等に基づく適切な価格で購入する」旨定める)
平成27年10月28日	用地測量への協力依頼 →地権者に了承を得る
平成28年12月22日	用地協議 委員会での用地費3億円は基本計画全体の話で予算ではない →地権者は売却価格3億円を要望
平成29年7月25日	用地協議 用地取得価格の具体的な話はまだできない →地権者は売却価格3億円を要望
平成29年11月7日	用地協議 鑑定評価額(二社平均)463円/㎡を提示 →地権者同意せず。2.2億円を逆提示。
平成29年11月13日	用地協議
平成29年11月15日	用地協議
平成29年11月19日	用地協議 1,514円/㎡を提示(総額167,722,252円) →地権者内諾
平成29年11月22日	用地協議 関係書類に押印

#### 8. 市が検討した土地取得価格のパターン

#### ①わかくさ不動産鑑定

No	町名	金額	備考
1	中ノ川町	460	H23 3.5ha
2	小倉町	1,070	H27 1.4ha
3	上深川町	670	H24 0. 2ha
	取引事例平均額	733	
	内示額	482	

### ②大和不動産鑑定

No	町名	金額		備考	
1	中ノ川町	460	H23	3. 5ha	
2	小倉町	610	H25	0. 4ha	
3	桜井	340	H26	0. 7ha	
	取引事例平均額	470			
	内示額	445			

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1, 088	1% 下落修正
	取引事例平均額	775	パターン1

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
	取引事例平均額	1,005	パターン2

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1, 088	1% 下落修正
3	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
	取引事例平均額	1,032	パターン3

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1, 088	1% 下落修正
3	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
	取引事例平均額	1, 372	パターン4

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	<ul><li>①忍辱山町</li></ul>	1, 088	1% 下落修正
3	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
4	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
	取引事例平均額	1, 416	パターン5

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
	取引事例平均額	1, 514	パターン6

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
3	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
	取引事例平均額	1, 525	パターン7

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1, 088	1% 下落修正
3	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
4	④古都保存	4, 750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	1, 962	パターン8

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1,088	1% 下落修正
3	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
4	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
5	④古都保存	4, 750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2,082	パターン9

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	①忍辱山町	1,088	1% 下落修正
3	④古都保存	4,750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2, 100	パターン10

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
3	④古都保存	4, 750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2, 253	パターン11

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	②都祁友田町	1, 547	4.44% 下落修正
3	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
4	④古都保存	4,750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2, 331	パターン12

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	③岩井川ダム事例	2, 566	40.31% 下落修正
3	④古都保存	4, 750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2 593	パターン13

No	町名	金額	備考
1	鑑定評価額	463	
2	④古都保存	4, 750	13.06% 下落修正
	取引事例平均額	2,606	パターン14

#### 参考事例

- ①市道東部第146号線 道路改良事業 忍辱山町 評価額1,100円/㎡ 72㎡ (平成28年時点 忍辱山町1263番の一部72㎡)
- ②市道一本松小倉線 道路改良事業 都祁友田町 評価額1,620円/㎡ 約218㎡ (平成26年8月時点 1865-3 218㎡(鑑定) 1865-1 2,343㎡(意見書)
- ③岩井川ダム 4,300円 (昭和61年頃)
- ④古都保存買取り 5,460円 (平成23年時点)

#### 奈良市新斎苑建設に伴う土地購入等に関する覚書

奈良市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)の間で、 奈良市新斎苑建設に伴う土地購入等に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### (趣旨).

第1条 この覚書は、甲乙協議の結果、奈良市新斎苑建設に伴う乙の所有する土地(奈良 市横井町924番1他)の購入等について定めるものとする。

#### (土地購入)

第2条 甲は、奈良市新斎苑建設に伴い、乙の所有する土地(奈良市横井町924番1他) について、下記の条件が満たされ次第、奈良市新斎苑建設用地として、鑑定評価等に基づ く適切な価格で購入するものとし、最大限の努力をする。

条件 ・新斎苑建設に伴う都市計画決定

・奈良市議会で上記土地購入のための必要な議決

#### (協力)

(疑義等の決定)

第3条 甲は、奈良市新斎苑建設に向けて必要とする地形調査、土質調査、環境影響評価 調査、用地測量調査等を実施する場合は、その都度乙に事前に通知するものとし、乙は所 有する土地への甲の立ち入り等必要な作業等の実施を容認するものとする。なお、甲が実 施した上記の調査結果は成果品として乙に報告するものとする。

第4条 この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項について は、甲乙協議して定めるものとする。

・この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成27年7月30日



10. 鑑定価格を超えて公共施設(建物)建設用地を取得した事例及びその理由(平成29年度~令和3年9月末)

部名	市民部

事業名(場所)	土地売買契約日	鑑定価格 (/㎡)	取得価格 (/㎡)	鑑定価格以上で取得した理由	担当課
新斎苑等整備事業 (奈良市横井町)	平成30年3月23日	(2者鑑定) 482円 445円	1,514円	鑑定価格における取引事例は近傍地とは言い難く、国の基準を踏まえながら、事例を補完するため、近隣にある県の事例を参考に取得価格を決定した。	斎苑管理課

年 度	番号	検 討 地	面 積(ha)	地 権 者	中氏部 扇兜官连誄 理 由
平成21年度	1	横井町	4.90	民有地	現建設地
	2	中ノ川町①	6.80	公社	バイパス道路建設、地元同意困難(新クリーンセンター建設候補地の一つ(当時))
	3	中ノ川町②	30.00	公社	保安林、地元同意困難(新クリーンセンター建設候補 地の一つ(当時))、処分場跡
	4	中ノ川町③	4.70	公社	保安林、地元同意困難(新クリーンセンター建設候補 地の一つ(当時))
	5	奈良阪町①	0.80	公社	地元同意困難(住宅近接)、面積狭小
	6	横井町	3.80	公社	地元同意困難(過去の経緯)、面積狭小、進入路追 加買収
	7	二名町	4.80	公社	住民・地元同意困難(住宅近接)
	8	三条本町	0.25	市有地	ホテル建設予定地、地元同意困難(住宅近接)、面積 狭小
	9	大和田町	1.30	民有地	利便性が悪い、地元同意困難(住宅近接)、面積狭 小、用地確保困難
	10	山陵町	3.10	民有地	面積狭小、歴史的風土特別保存地区(進入路の一部)
	11	法蓮佐保山 (奈良ドリームランド跡地)	30.00	民有地	[交渉の結果、地権者の承諾を得られなかった。]
	12	左京	①3.9 ②1.3	民有地	地元同意困難(環境清美工場訴訟関係)
	13	奈良阪町②	12.20	市·民有地	歷史的風土特別保存地区、処分場跡
	14	大安寺西三丁目	1.00	民有地	地元同意困難(住宅近接)、面積狭小
	15	北之庄西町	2.20	民有地	水利組合同意困難(耕作地近接)、地元同意困難(住宅近接)、地権者多数
	16	杣ノ川町	2.50	民有地	利便性が悪い、積雪凍結の頻度が高い、地元同意困 難(過去の経緯)
平成22年度	17	杏町	2.40	民有地	面積狭小、アクセス道路整備
	18	奈良阪町③	3.00	市有地	歷史的風土特別保存地区、面積狭小
	19	奈良阪町④	1.45	民有地	面積狭小
	20	奈良阪町⑤	1.53	民有地	面積狭小
	21	生琉里町	2.50	民有地	利便性が悪い、積雪凍結の頻度が高い、地元同意困難(ごみ焼却施設)

12 市長が加入している公務員賠償責任保険等のパンフレットの写しのうち、 免責事項が分かるもの

総合政策部 人事課

#### 免責事項について

(令和 3 年度 全国地方職員福利厚生協議会 団体地方公務員賠償責任保険パンフレットより抜粋)

- (1) 被保険者の故意に起因する損害賠償請求
- (2) 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償 請求
- (3) 被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に 起因する損害賠償請求
- (4) 法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- (5) 被保険者に給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- (6) 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等 を行ったことに起因する損害賠償請求
- (7) 他人に対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
- (8) 被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償 請求
- (9) 公務員(法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。)に対する違法な 公金の支出に起因する損害賠償請求
- (10) 供応接待(懇親会、歓談会その他名目を問いません。)、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出に起因する損害賠償請求
- (11) 初年度契約の保険期間の開始日より前に記名法人に対して提起されていた訴訟 およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に起 因する損害賠償請求
- (12) この保険契約の保険期間の開始日より前に、被保険者に対する損害賠償請求が なされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断で きる合理的な理由がある場合を含みます。)に、その状況の原因となる行為に起 因する一連の損害賠償請求
- (13) この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害 賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求